

飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和51年11月19日農林省告示第1074号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b><u>飲食料品及び油脂についての検査方法</u></b></p> <p><b>1 適用範囲</b> この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う<b>附属書A</b>に掲げる飲食料品及び油脂についての検査方法を規定する。</p> <p><b>2 引用規格</b> 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。</p> <p><b>JAS 0208</b> 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖  <b>JAS 0388</b> にんじんジュース及びにんじんミックスジュース  <b>JAS 0446</b> 水産物缶詰及び水産物瓶詰  <b>JAS 0484</b> 即席めん  <b>JAS 0524</b> ジャム類  <b>JAS 0531</b> 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰  <b>JAS 0801</b> 醸造酢  <b>JAS 0838</b> 植物性たん白  <b>JAS 0911</b> 乾めん類  <b>JAS 1015</b> ハンバーガーパティ  <b>JAS 1016</b> チルドハンバーグステーキ  <b>JAS 1122</b> 削りぶし  <b>JAS 1132</b> 煮干魚類  <b>JAS 1238</b> チルドミートボール  <b>JAS 1305</b> 農産物缶詰及び農産物瓶詰  <b>JAS 1412</b> ぶどう糖  <b>JAS 1419</b> トマト加工品  <b>JAS 1491</b> パン粉  <b>JAS 1568</b> そしゃく配慮食品  <b>JAS 1752</b> 農産物漬物  <b>JAS 1800</b> 豆乳類</p>	<p style="text-align: center;"><b><u>飲食料品及び油脂についての検査方法</u></b></p> <p style="text-align: center;">（適用の範囲）</p> <p><b>第1条</b> この検査方法は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂の検査に適用する。</p> <p>（新設）</p>

### 3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次による。

(削る)

#### 3.1

##### 検査荷口

原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりであって、検査の対象となるもの

#### 3.2

##### 試料

検査荷口から抽出される検査単位の1以上の集まり

#### 3.3

##### 検査単位

検査のために選ばれる単位体又は単位量

#### 3.4

##### 不良品

当該試料に係る日本農林規格に定める基準（当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。）に適合しない検査単位（当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため格付の対象とすることが適当でないと認められる検査単位を除く。）

#### 3.5

##### 合格

検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数以下であること

#### 3.6

##### 不合格

検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数を超えること

#### 3.7

##### 並み検査

検査荷口の不良率が平均してAQL（合格品質水準）と同一水準にあると認められるときに適用するように設計された検査方式

#### 3.8

##### きつい検査

検査荷口の不良率が平均してAQL（合格品質水準）よりも悪いと認められるときに適用するように設計された検査方式

#### 3.9

##### 緩い検査

検査荷口の不良率が平均してAQL（合格品質水準）よりも良いと認められるときに適用するように設計された検査方式

(定義)

第2条 この検査方法において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
検査荷口	原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりであって、検査の対象となるものをいう。
試料	検査荷口から抽出される検査単位の1以上の集まりをいう。
検査単位	検査のために選ばれる単位体又は単位量をいう（一容器又は一包装の容量が別表2に定める重量若しくは体積を超え、又は当該重量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が別表2に定める重量又は体積となるように選ぶものとする。）。
不良品	当該試料に係る日本農林規格に定める基準（当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。）に適合しない検査単位（当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため格付の対象とすることが適当でないと認められる検査単位を除く。）をいう。
合格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数以下であることをいう。
不合格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数を超えることをいう。
並み検査	検査荷口の不良率が平均してAQL（合格品質水準）と同一水準にあると認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
きつい検査	検査荷口の不良率が平均してAQLよりも悪いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
緩い検査	検査荷口の不良率が平均してAQLよりも良いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。

**3.10**

**AQL (合格品質水準)**

95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては6.5又はこれに近い値

**4 第1方式検査方法**

飲食品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、**a)～d)**及び**簡条5**による。

**a)** 検査は並み検査から始める。

**b)** **並み検査** 並み検査は、次による。

- 1) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準** 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、小型容器(内容量が1kg又は1L未満のものをいう。以下同じ。)の場合にあつては**表1**に、大型容器(内容量が1kg又は1L以上であつて、30kg又は30L未満のものをいう。以下同じ。)の場合にあつては**表2**に、特殊容器(内容量が30kg又は30L以上のものをいう。以下同じ。)の場合にあつては**表3**による。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。また、抽出個数は実容器数を超えてはならない(以下同じ。)

**表1—小型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準**

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)	合格判定個数(個)
35 000 以下	4	1
35 001～24 000	6	1
24 001 以上	8	1

**表2—大型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準**

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)	合格判定個数(個)
1 000 以下	2	0
1 001～5 000	3	1
5 001 以上	5	1

**表3—特殊容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準**

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)		合格判定個数(個)	
	内容量が30 t又は30 kL未満の場合	内容量が30 t又は30 kL以上の場合	内容量が30 t又は30 kL未満の場合	内容量が30 t又は30 kL以上の場合
5 以下	2	2	0	0
6～10	3	2	1	0
11 以上	4	3	1	1

- 2) 並み検査からきつい検査への移行** 並み検査によって検査を行った結果、不合格となり、かつ、

AQL (合格品質水準)	95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては6.5又はこれに近い値とする。
--------------	--

**(第1方式検査方法)**

**第3条** 飲食品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次の一から四まで及び次条に定めるところによる。

一 検査は並み検査から始めるものとする。

二 **並み検査**

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表3に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

(新設)

- ロ 並み検査からきつい検査への移行

この検査からさかのぼった連続 5 回の検査における不良品の総個数が表 4 の右欄に掲げる限界個数以上となったときは、その検査荷口の製品と品種（等級を含む。）が同一であるもの（以下「同一品種」という。）について、それ以後の検査はきつい検査による。

表 4—並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料の大きさ（個）	不良品の限界個数（個）
5	3
6～12	4
13～19	5
20～24	6
25～39	7
40～49	8

3) 並み検査から緩い検査への移行 並み検査によって検査を行った結果、連続した 10 回の検査において不良品がないときは、同一品種について、それ以後の検査は緩い検査による。

㉑) きつい検査

1) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、小型容器にあっては表 5 に、大型容器にあっては表 6 に、特殊容器にあっては表 7 による。ただし、検査荷口は 1 日分の製造荷口とする。

表 5—小型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ（個）	抽出個数（個）	合格判定個数（個）
35 000 以下	6	1
35 001 以上	13	1

表 6—大型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ（個）	抽出個数（個）	合格判定個数（個）
1 000 以下	3	0
1 001～5 000	5	1
5 001 以上	8	1

表 7—特殊容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ （個）	抽出個数（個）		合格判定個数（個）	
	内容量が 30 t 又は 30 kL 未満 の場合	内容量が 30 t 又は 30 kL 以上 の場合	内容量が 30 t 又は 30 kL 未満 の場合	内容量が 30 t 又は 30 kL 以上 の場合

並み検査により検査を行った結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼった連続 5 回の検査における不良品の総個数が別表 4 の右欄に掲げる限界個数以上となったときは、その検査荷口の製品と品種（等級を含む。）が同一であるもの（以下「同一品種」という。）について、それ以後の検査はきつい検査によるものとする。

（新設）

ハ) 並み検査から緩い検査への移行

並み検査により検査を行った結果、別表 5 に定める条件が全て満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は緩い検査によるものとする。

三) きつい検査

イ) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表 6 に定めるところによる。ただし、検査荷口は 1 日分の製造荷口とする。

（新設）

5以下	3	2	0	0
6～10	4	3	1	1
11以上	5	4	1	1

2) きつい検査から並み検査への移行 きつい検査によって検査を行った結果、連続して5回合格したときは、同一品質について、それ以後の検査は並み検査による。

3) 検査の中止 きつい検査によって検査を行った結果、累計で5回不合格となったときは、同一品種について、それ以後の検査を中止する。検査を再開する場合は、きつい検査から行う。

#### d) 緩い検査

1) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、小型容器にあつては表8に、大型容器にあつては表9に、特殊容器にあつては表10による。なお、検査荷口は次に定める期間を限度とする期間内において製造された荷口とする。

一 15日間

二 30日間（異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに即席めんの場合に限り。）

表8—小型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ（個）	抽出個数（個）	合格判定個数（個）
35 000 以下	2	1
35 001 以上	3	1

表9—大型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ（個）	抽出個数（個）	合格判定個数（個）
35 000 以下	2	0
35 001 以上	3	0

表10—特殊容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ（個）	抽出個数（個）	合格判定個数（個）
30 以下	2	0
31 以上	3	0

2) 緩い検査から並み検査への移行 緩い検査によって検査を行った結果、不合格となったときは、同一品種について、それ以後の検査は並み検査による。

#### 5 第2方式検査方法

認証取扱業者の工場（以下「認証工場」という。）の製品で、当該品目についての取扱業者の認証の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次によることとしてよい。

ロ きつい検査から並み検査への移行

きつい検査により検査を行った結果、連続して5回合格したときは、同一品質について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

ハ 検査の中止

きつい検査により検査を行った結果、累計で5回不合格となったときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開する場合は、きつい検査から行うものとする。

#### 四 緩い検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表7に定めるところによる。ただし、検査荷口は別表8に定める期間を限度とする期間内において製造された荷口とする。

（新設）

ロ 緩い検査から並み検査への移行

緩い検査により検査を行った結果、不合格となったときは、同一品種について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

（第2方式検査方法）

第4条 認証製造業者の工場（以下「認証工場」という。）の製品で、当該品目についての製造業者の認証の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次に定めるところによ

- a) 1日分の製造荷口を検査荷口とし、表1～表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準によって検査を行った結果、次の条件が全て満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査はb)による。
- 一 連続した10回（異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合にあつては15回）の検査において不良品がない。
  - 一 試料数の累計が100に達するのに必要な回数の検査において不良品がない（異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合を除く。）。
- b) 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料について検査を行った結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなす。
- c) b)によって検査を行った結果、不良品があつたとき、又は認証工場の品質管理を行う部門が行った検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でないと認められるときは、同一品種について、それ以後の検査を中止する。調査後検査を第2方式で再開する場合は、a)によって開始する。

#### 附属書 A

##### (規定)

#### 適用される飲食品及び油脂

この検査方法に適用される飲食品及び油脂を以下に記載する。

- 一 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 一 植物性たん白
- 一 削りぶし
- 一 ハンバーガーパティ
- 一 チルドハンバーグステーキ
- 一 醸造酢
- 一 トマト加工品  
(削る)
- 一 豆乳類  
(削る)
- 一 乾めん類
- 一 農産物漬物
- 一 チルドミートボール
- 一 ジャム類
- 一 ぶどう糖  
(削る)  
(削る)
- 一 煮干魚類
- 一 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 一 即席めん

ることができる。

- 一 1日分の製造荷口を検査荷口とし、別表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準により検査を行った結果、別表9に定める条件が全て満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は二に定めるところによるものとする。  
(新設)
- 二 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料について検査を行った結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなすものとする。
- 三 二に定めるところにより検査を行った結果、不良品があつたとき、又は認証工場の品質管理を行う部門が行った検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でないと認められるときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。調査後検査を第2方式で再開する場合は、一に定めるところにより開始するものとする。

#### 別表1（第1条関係）

- 1 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 2 植物性たん白
- 3 削りぶし
- 4 ハンバーガーパティ
- 5 チルドハンバーグステーキ
- 6 醸造酢
- 7 トマト加工品
- 8 食用精製加工油脂
- 9 豆乳類
- 10 マーガリン類
- 11 乾めん類
- 12 農産物漬物
- 13 チルドミートボール
- 14 ジャム類
- 15 ぶどう糖
- 16 ショートニング
- 17 精製ラード
- 18 煮干魚類
- 19 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 20 即席めん

- 二 食料缶詰及び食料瓶詰
- 二 パン粉
- 二 そしゃく配慮食品

**附属書 B**  
**(規定)**  
**検査単位**の量

表 B.1 の左欄に掲げる飲食物品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、一容器又は一包装の容量が質量若しくは体積を超え、又は当該質量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が質量又は体積となるように選ぶこと。

**表 B.1-検査単位とする内容量**

飲食物品及び油脂	一容器又は一包装の容量	検査単位とする内容量
異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	1 kg を超え又は 500 g 未満のもの	500 g
植物性たん白（ペースト状植物性たん白を除く。）	1 kg を超え又は 300 g 未満のもの	300 g
ペースト状植物性たん白	1 kg を超え又は 800 g 未満のもの	800 g
削りぶし	500 g を超え又は 50 g 未満のもの	50 g
ハンバーガーパティ	5 kg を超えるもの	150 g
チルドハンバーグステーキ	80 g 未満のもの	80 g
醸造酢	500 mL を超え又は 150 mL 未満のもの	150 mL
トマト加工品	500 g を超え又は 190 g 未満のもの	190 g
（削る）	（削る）	（削る）
豆乳類	500 g を超え又は 180 g 未満のもの	180 g
（削る）	（削る）	（削る）
乾めん類	500 g を超え又は 200 g 未満のもの	200 g
農産物漬物（農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類を除く。）	1 kg を超え又は 100 g 未満のもの	100 g
農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類	1 kg を超え又は 50 g 未満のもの	50 g
チルドミートボール	80 g 未満のもの	80 g
ジャム類	2 kg を超え又は 100 g 未満のもの	100 g
ぶどう糖	1 kg を超え又は 300 g 未満のもの	300 g
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）

- 21 食料缶詰及び食料瓶詰
- 22 パン粉
- 23 そしゃく配慮食品

別表 2（第 2 条関係）

次表の左欄に掲げる飲食物品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（新設）	（新設）	（新設）
異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	1 kg を超え又は 500 g 未満のもの	500 g
植物性たん白（ペースト状植物性たん白を除く。）	1 kg を超え又は 300 g 未満のもの	300 g
ペースト状植物性たん白	1 kg を超え又は 800 g 未満のもの	800 g
削りぶし	500 g を超え又は 50 g 未満のもの	50 g
ハンバーガーパティ	5 kg を超えるもの	150 g
チルドハンバーグステーキ	80 g 未満のもの	80 g
醸造酢	500ml を超え又は 150ml 未満のもの	150ml
トマト加工品	500 g を超え又は 190 g 未満のもの	190 g
食用精製加工油脂	1 kg を超え又は 900 g 未満のもの	900 g
豆乳類	500 g を超え又は 180 g 未満のもの	180 g
マーガリン類	1 kg を超え又は 900 g 未満のもの	900 g
乾めん類	500 g を超え又は 200 g 未満のもの	200 g
農産物漬物（農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類を除く。）	1 kg を超え又は 100 g 未満のもの	100 g
農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類	1 kg を超え又は 50 g 未満のもの	50 g
チルドミートボール	80 g 未満のもの	80 g
ジャム類	2 kg を超え又は 100 g 未満のもの	100 g
ぶどう糖	1 kg を超え又は 300 g 未満のもの	300 g
ショートニング	1 kg を超え又は 900 g 未満のもの	900 g
精製ラード	1 kg を超え又は 900 g 未満のもの	900 g

煮干魚類	500 g を超え又は 100 g 未満のもの	100 g
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	500 g を超え又は 160 g 未満のもの	160 g
即席めん	190 g 未満のもの	190 g
食料缶詰及び食料瓶詰	50 g 未満のもの	50 g
パン粉	1 kg を超え又は 150 g 未満のもの	150 g
そしゃく配慮食品	50 g 未満のもの	50 g

(削る)

煮干魚類	500 g を超え又は 100 g 未満のもの	100 g
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	500 g を超え又は 160 g 未満のもの	160 g
即席めん	190 g 未満のもの	190 g
食料缶詰及び食料瓶詰	50 g 未満のもの	50 g
パン粉	1 kg を超え又は 150 g 未満のもの	150 g
そしゃく配慮食品	50 g 未満のもの	50 g

別表3 (第3条関係)

並み検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器 (内容量が 1 kg 又は 1 l 未満のものをいう。以下同じ。) の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000 以下 (個)	4 (個)	1 (個)
35,001-240,000	6	1
240,001 以上	8	1

2 大型容器 (内容量が 1 kg 又は 1 l 以上であって、30kg 又は 30 l 未満のものをいう。以下同じ。) の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
1,000 以下 (個)	2 (個)	0 (個)
1,001-5,000	3	1
5,001 以上	5	1

3 特殊容器 (内容量が 30kg 又は 30 l 以上のものをいう。以下同じ。) の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数		合格判定個数	
	内容量が 30 t 又は 30kl 未満の場合	内容量が 30 t 又は 30kl 以上の場合	内容量が 30 t 又は 30kl 未満の場合	内容量が 30 t 又は 30kl 以上の場合
5 以下 (個)	2 (個)	2 (個)	0 (個)	0 (個)
6-10	3	2	1	0
11 以上	4	3	1	1

(注) 抽出個数は実容個数を超えないこととする。以下同じ。



(削る)

別表4 (第3条関係)

並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

<u>累 計 試 料 数 の 大 き さ</u>	<u>不 良 品 の 限 界 個 数</u>
<u>5 (個)</u>	<u>3 (個)</u>
<u>6-12</u>	<u>4</u>
<u>13-19</u>	<u>5</u>
<u>20-24</u>	<u>6</u>
<u>25-39</u>	<u>7</u>
<u>40-49</u>	<u>8</u>

(削る)

別表5 (第3条関係)

並み検査から緩い検査へ移行するために満たすべき条件

連続した10回の検査において不良品がないこと。

(削る)

別表6 (第3条関係)

きつい検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

<u>検 査 荷 口 の 大 き さ</u>	<u>抽 出 個 数</u>	<u>合 格 判 定 個 数</u>
<u>35,000 以下 (個)</u>	<u>6 (個)</u>	<u>1 (個)</u>
<u>35,001 以上</u>	<u>13</u>	<u>1</u>

2 大型容器の場合

<u>検 査 荷 口 の 大 き さ</u>	<u>抽 出 個 数</u>	<u>合 格 判 定 個 数</u>
<u>1,000 以下 (個)</u>	<u>3 (個)</u>	<u>0 (個)</u>
<u>1,001-5,000</u>	<u>5</u>	<u>1</u>
<u>5,001 以上</u>	<u>8</u>	<u>1</u>

3 特殊容器の場合

<u>検 査 荷 口 の 大 き さ</u>	<u>抽 出 個 数</u>	<u>合 格 判 定 個 数</u>
<u>検査荷口の大きさ</u>	<u>抽出個数</u>	<u>合格判定個数</u>

(削る)

	<u>内容量が 30 t 又は 30kl 未満 の場合</u>	<u>内容量が 30 t 又は 30kl 以上 の場合</u>	<u>内容量が 30 t 又は 30kl 未満 の場合</u>	<u>内容量が 30 t 又は 30kl 以上 の場合</u>
<u>5 以下 (個)</u>	<u>3 (個)</u>	<u>2 (個)</u>	<u>0 (個)</u>	<u>0 (個)</u>
<u>6 -10</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>11 以上</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

別表 7 (第 3 条関係)

緩い検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

<u>検査荷口の大きさ</u>	<u>抽出個数</u>	<u>合格判定個数</u>
<u>35,000 以下 (個)</u>	<u>2 (個)</u>	<u>1 (個)</u>
<u>35,001 以上</u>	<u>3</u>	<u>1</u>

2 大型容器の場合

<u>検査荷口の大きさ</u>	<u>抽出個数</u>	<u>合格判定個数</u>
<u>35,000 以下 (個)</u>	<u>2 (個)</u>	<u>0 (個)</u>
<u>35,001 以上</u>	<u>3</u>	<u>0</u>

3 特殊容器の場合

<u>検査荷口の大きさ</u>	<u>抽出個数</u>	<u>合格判定個数</u>
<u>30 以下 (個)</u>	<u>2 (個)</u>	<u>0 (個)</u>
<u>31 以上</u>	<u>3</u>	<u>0</u>

(削る)

別表 8 (第 3 条関係)

緩い検査における検査荷口を定める製造の期間

1 15 日間

2 30 日間 (異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに即席めんの場合に限る。)

(削る)

別表 9 (第 4 条関係)

1 連続した 10 回 (異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合にあつては 15 回) の検査において不良品がないこと。

2 試料数の累計が 100 に達するに必要な回数の検査において不良品がないこと（異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合を除く。）。